

第三者による行為が原因で健康保険を利用する場合は、 「第三者行為による傷病届」をご提出ください

～なぜ届け出が必要なの？～

第三者の行為によるケガ・病気の治療費は本来、加害者が負担すべきものです。そのため、これらの治療にあたり健康保険を利用する場合は、協会けんぽが後日、加害者（加害者が加入する損害保険会社）に対して医療費を請求します。そのために「第三者行為による傷病届」が必要となります。

「第三者行為による傷病届」の提出が必要な場合



交通事故（他人との接触事故や
自損事故での同乗者の場合も含む）



他人の飼い犬にかまれたとき



暴力行為でケガをしたとき

第三者行為による傷病届の
詳細はこちらから！



示談は慎重に！

健康保険を利用して治療を受けた場合、協会けんぽが加害者に対して医療費の請求をしますが、当事者間で示談をしてしまうと、加害者への請求ができなくなるため健康保険を利用した治療や保険給付が受けられなくなる場合があります。示談をする前に必ず協会けんぽへご連絡をお願いします。



全国健康保険協会 宮崎支部

協会けんぽ

協会けんぽ 宮崎

検索

〒880-8546 宮崎市橘通東1-7-4 第一宮銀ビル5階

TEL 0985-35-5364 FAX 0985-35-5393

自動音声でご案内します

案内①協会けんぽマイナンバー専用ダイヤルに転送します。

案内②業務（給付、任意継続など）

案内③レセプト（レセプト、第三者行為（交通事故等））

案内④保健（健診、特定保健指導など）

案内⑤企画総務（保険料率、健康宣言など）

各種申請書は郵送でご提出ください。

「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」を
ご利用ください

「マイナ保険証」、「資格情報のお知らせ」、
「資格確認書」や「オンライン資格確認」
等に関するお問い合わせは、下記の専用
ダイヤルにお問い合わせください。

※マイナンバー制度やマイナンバーに関する一般的なお問い合わ
せは、国のマイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)
をお願いします。

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル

☎0570-015-369

8時30分～17時15分（土日祝日を除く）